

草加市地元企業優先発注等に係る実施方針

1 目的

本市が行う物品、工事などの公共調達において、地元企業への優先発注及び地域資源の活用を推進するため、地元企業優先発注等に係る実施方針を定め、適正な競争原理のもと公正性を保ちつつ、地元企業の受注機会を確保し、持続的な成長・発展を通じて、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 適用対象

本実施方針の適用対象は、本市が行う公共調達とする。

3 目標

本実施方針の実施期間において、次に掲げる公共調達の分野で市内業者への件数ベースでの発注率の目標値を目指す。

なお、その他の公共調達の分野においても、市内業者の受注機会を確保し、発注率を高めるよう努めるものとする。

・ 建設工事	95%
・ 建設コンサルタント等の業務委託	70%

4 実施期間

本実施方針の実施期間は、平成27年度から平成31年度までとする。

5 公表、検証、評価及び見直し

(1) 公表

市内業者への件数ベースでの発注率について、年度ごとに取りまとめ公表する。

(2) 実施状況の検証、評価及び見直し

実施状況については、「草加市入札及び契約事務改善検討委員会」において、年度ごとに検証及び評価を行い、実効性を高めていくものとする。

また、目標値と実施状況の検証及び評価の結果を踏まえて、同検討委員会において必要に応じ、本実施方針の見直しを行うものとする。

6 事業者の定義

業者区分		定義
地元企業	市内業者	草加市内に本社、本店を有する事業者
	準市内業者	草加市外に本店を有するが、草加市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積り、入札、契約、納入、代金の請求、受領、その他契約履行に関する権限が与えられた者がいる事業者
市外業者		草加市外に本社、本店を有する事業者

7 市産品の定義

市内の工場で生産、製造、加工されたもの、又は市内代理店等から調達されたもの

8 実施方針

原則として、地元企業のうち、市内業者を選定する。ただし、市内業者で対応できないもの又は競争性が確保されないものについては、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大するものとする。

なお、本方針は、地元企業の受注機会の確保及び育成を図るため、地元企業への優先的な発注を推進するものであり、本市の公共調達から市外業者を排除することを目的とするものではない。

対象範囲	取扱要領	発注方法
建設工事 (建築工事、土木工事、その他の工事)	地元企業優先発注の原則 入札参加資格者名簿（建設工事）に登載された事業者から選定することとし、原則として市内業者を選定する。 なお、技術的難易度の高い建設工事で市内業者では対応できないとき、又は市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大するものとする。 分離・分割発注の推進 事業の効率的執行及びコスト縮減を図る観点を踏まえた上で、適切かつ合理的な範囲での分離・分割発注に努めることにより、市内業者の受注機会の拡大を図る。 共同企業体方式の活用 大規模工事においては、市内業者の施工能力拡大を図るため、市内業者同士による組合せ、又は市内業者を構成員とした共同請負を促進し、その施工能力に応じた規模・内容の工事において建設工事共同企業体を活用する。 市内業者の活用・促進 市内業者の活用は、波及的な地元雇用の創出や地域経済の活性化につながるため、下請業者（協力業者）の選定、併せて建設用資材や建設機械の購入又は借入に当たっては、市内業者の優先に配慮するよう特記仕様書に記載する。 工事発注の平準化及び計画的な発注 工事の発注が平準化されることで、年間を通じた計画的な雇用や建設機械の効率的な活用、及び経営の安定化が図られるため、前倒し発注を推進する。 また可能な限り計画的な発注を行い、市内業者が十分対応できるよう、適正な工期の設定に配慮するとともに、発注にかかる工事の完了後、速やかな支払に努めるものとする。 地域貢献企業の評価 地域貢献度を評価・反映できる総合評価方式を	(1)市内業者 ↓ (2)準市内業者 ↓ (3)市外業者

	試行し、総合評価方式で行うすべての入札に「地域貢献度」を評価項目として設定する。 また、優秀工事表彰者には、優良な事業者を適正に評価及び経営努力を評価し、事業者の意欲向上を図るため優先的な発注を行う。 最低制限価格の設定 市内業者の健全な育成及び適正価格での契約により公共工事の品質確保を図る観点から、市内業者が参加する入札においては、最低制限価格を設定する。	
建設コンサルタント等の業務委託 (建設工事に関する設計、調査及び測量)	地元企業優先発注の原則 入札参加資格者名簿（設計、調査及び測量）に登載された業者から選定することとし、原則として市内業者を選定する。 なお、技術的難易度の高い建設コンサルタント等の業務委託で市内業者では対応できないとき、又は市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大するものとする。 計画的な発注 可能な限り、計画的な発注を行い、市内業者が十分対応できるよう、適正な委託期間の設定に配慮するとともに、発注にかかる業務委託の完了後、速やかな支払に努めるものとする。	(1)市内業者 ↓ (2)準市内業者 ↓ (3)市外業者
その他の分野 (物品購入、印刷製本、修繕、建設コンサルタント等以外の業務委託、土木施設維持管理等)	地元企業優先発注の原則 入札参加資格者名簿（物品又は土木施設維持管理）に登載された業者から選定することとし、原則として市内業者を選定する。 なお、市内業者では調達や対応できないとき、又は市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大するものとする。 市産品の活用 市が行う各種大会の記念品等の発注に当たっては、市産品を活用するなど可能な限り市内業者への発注に努める。 印刷製本の発注 企画・デザインを含めて印刷業者以外へ発注する場合、可能な範囲で分離発注をすることにより、市内業者への発注に努める。 長期継続契約の発注 継続的に発注している業務委託等で、準市内業者又は市外業者と契約しているもののうち、分離・分割した発注を行うことにより、事務の効率的な	(1)市内業者 ↓ (2)準市内業者 ↓ (3)市外業者

	執行が可能なものについては、契約更新の際に市内業者への発注に努める。 計画的な発注 可能な限り、計画的な発注を行い、市内業者が十分対応できるよう、適正な委託期間等の設定に配慮するとともに、発注にかかる業務委託等の完了後、速やかな支払に努めるものとする。	
小規模工事	小規模工事登録業者の活用 130万円以下の小規模な建設工事及び修繕の発注において、入札参加資格を有しない市内小規模事業者を積極的に活用し、経営支援を行うとともに受注機会の拡大を図る。	原則市内業者

9 地元企業優先発注等に係る実施状況の確認

契約担当課に各課から契約の締結を依頼する場合には、別添「地元企業優先発注等に係る実施状況確認チェックシート」を契約担当課に提出するものとする。

10 市外業者に発注を要請する場合の理由の確認

契約担当課に各課から契約の締結を依頼する場合には、市外業者へ発注を要請する場合は、別添「市外業者発注依頼書」を上記「地元企業優先発注等に係る実施状況確認チェックシート」と併せて契約担当課に提出するものとする。

地元企業優先発注等に係る実施状況確認チェックシート

このチェックシートは、草加市地元企業優先発注等に係る実施方針に基づき、本市が行う物品、工事などの公共調達において、地元企業の受注機会を確保し、地域経済の活性化を図るため、地元企業の優先発注等に係る実施状況を確認するものです。

該当する項目にチェックを入れ、契約の締結を依頼する際、契約担当課に提出してください。

契約担当課に契約の締結を依頼された案件は、入札参加資格者名簿（建設工事、設計、調査及び測量、物品、土木施設維持管理）に登載された事業者のうち、原則市内業者から選定するものとします。

なお、市外業者へ発注を要請される場合、別紙「市外業者発注依頼書」を作成の上、本チェックシートと併せて契約担当課に提出してください。

A 建設工事（土木工事、建築工事、その他の工事）

取扱要領に基づく内容	チェック欄
事業の効率的執行及びコスト縮減を図る観点を踏まえた上で、適切かつ合理的な範囲での分離・分割発注に努めていますか。	はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐
下請業者（協力業者）の選定に当たっては、市内業者の優先に配慮するよう特記仕様書に記載していますか。	はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐
建設用資材や建設機械の購入又は借入に当たっては、市内業者の優先に配慮するよう特記仕様書に記載していますか。	はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐
可能な限り計画的な発注を行い、年間を通じ平準化した工事発注となっていますか。	はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐
市内業者が十分対応できるよう、適正な工期を設定していますか。	はい ☐ いいえ ☐

B 建設コンサルタント等の業務委託、物品購入、印刷製本、修繕等

取扱要領に基づく内容	チェック欄
可能な限り計画的な発注を行い、市内業者が十分対応できるよう、適正な委託期間等を設定していますか。	はい ☐ いいえ ☐
市が行う各種大会の記念品等の発注に当たっては、市産品を活用していますか。	はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐
企画・デザインを含めた印刷物の発注に当たっては、可能な範囲で分離・発注に努めていますか。	はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐
継続的に発注している業務委託契約等で、準市内業者又は市外業者と契約しているもののうち、効率的な執行が可能なものについては、分離・分割発注に努めていますか。	はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐

注意事項

- 市内業者だけでは競争性が確保できないと契約担当課が判断した場合、準市内業者、市外業者の順に発注を拡大するものとする。
- 本チェックシート及び市外業者発注依頼書は、各課における仕様書等の決裁過程において添付するものとする。

別紙

市外業者発注依頼書

.....

市外業者へ発注を依頼する理由（技術的難易度の高い建設工事のため、市内業者では対応できない業務のため、登録業者数が限られている等）を具体的に記載してください。